

## 工事の長期化・長期中断案件への対応

- ☝ 事業者は、適切な時期・方法で事後調査を行い、事業による環境影響を把握する必要があります。
- ☝ 事後調査の結果については、取りまとめ後、速やかに公表される必要があります。

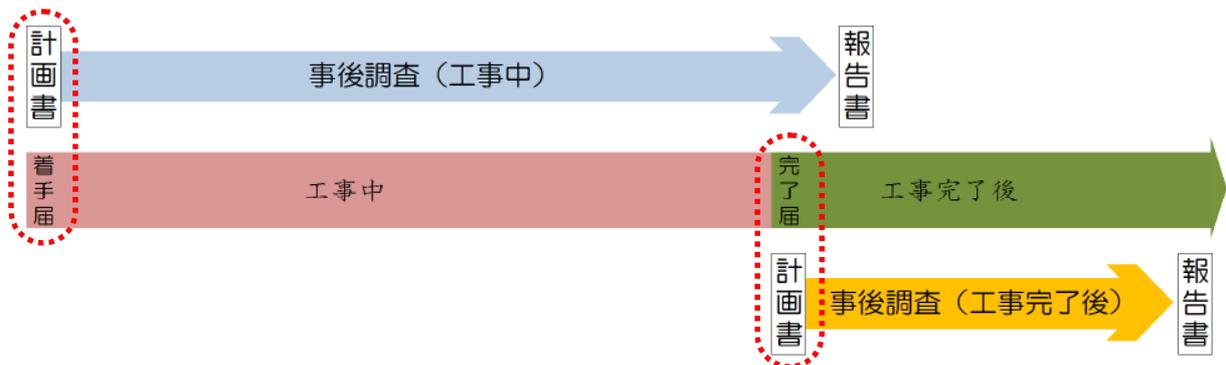
### 1 事後調査の目的

- ・ 事業の実施によって及ぼされる影響の程度の把握
- ・ 予測・評価、環境保全措置の妥当性の検証

- ・ 事業者は事後調査により環境の保全の見地から必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- ・ 市長は、事後調査結果報告書の提出を受けた場合において、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴いた上で、対象事業に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講ずるように求めることができる。

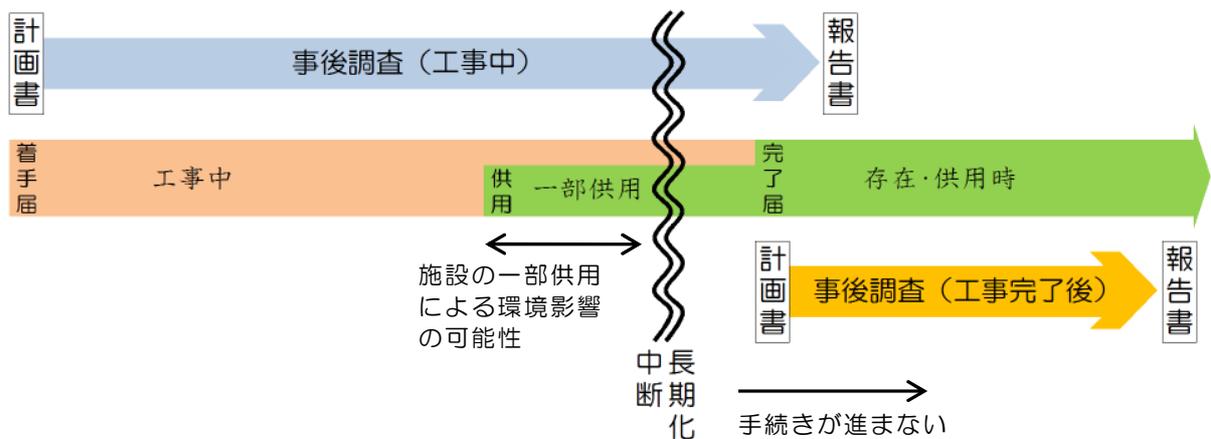
### 2 現行条例における事後調査手続きの考え方

- (1) 「工事中」と「工事完了後」に区分している。
- (2) 工事中の計画書は工事着手の届出と同時に、工事完了後の計画書は工事完了の届出と同時に提出される。
- (3) 全ての工事が完了した後に、工事完了後の事後調査が始まる。
- (4) 施設の本体工事だけでなく、外構工事など、評価書に工事計画として記載されている全ての工事の完了をもって「工事完了」とみなす。
- (5) 工事が長期化した場合などに、事後調査結果の中間報告をする規定が条例にはない。



### 3 現状・課題

- (1) 工事を中断した場合や工事期間が長期間に及び場合には、手続きが進まず、工事中の報告書が提出されないため、工事中の環境影響が公表されない。
- (2) 工事中断の届出手続きがなく、工事の進捗を把握できていない。
- (3) 「工事中」であっても施設の一部供用を開始する場合も多く、供用による環境への影響が考えられる。
- (4) 施設の供用を開始した後に工事を中断した場合には、工事完了後の計画書が提出されないため、供用時の環境影響の把握、保全措置の検討、結果の公表が行われない。



### 4 今後の方針(案)

現状・課題に対応するため事後調査の手続きの考え方を見直すべき。

- 工事が長期間に及び場合には、定期的に調査結果を報告する規定を設ける。
- 事後調査を「工事中」と「存在・供用時」に区分し、施設の一部供用を開始する際に存在・供用時の計画書を提出し、事後調査を開始できる仕組みとする。
- 施設の一部供用が長期間に及び場合などに、必要と認められる時期にも調査を行いその結果を報告する規定を設ける。

